



長崎県公報

目 次

◎ 人事委員会規則

所管課（室）名

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
- 職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局

//

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月10日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第13号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年長崎県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
組織		職員	組織		職員
略			略		
知事部局	本庁	部長 危機管理対策監 福祉保健部 子ども政策局長 理事 政策監 技監 次長 参事 監 課長 室長 県民センター長 総務事務センター長 企画監 医療監 秘書課行幸啓班参事 政策企画課参事 総務文書課 法制・公益法人班参事 基地対策・国民保護課参事 交通・地域安全課参事 水環境対策課参事 自然環境課参事 福祉保健課保健看護監 福祉保健課企画 予算班参事 医療人材対策室参事 農業イノベーション推進室参事 農山村振興課参事 農産加工流通課参事 農村整備課参事 総括課長補佐 政策調整課課長補佐（総務・予算担当） 政策調整課課長補佐（政策調整担当） 政策企画課課長補佐（未来戦略企画担当） 政策企画課課長補佐（連携推進担当）	知事部局	本庁	部長 危機管理対策監 福祉保健部 子ども政策局長 理事 政策監 技監 次長 参事 監 課長 室長 県民センター長 総務事務センター長 企画監 医療監 秘書課行幸啓班参事 政策企画課参事 総務文書課 法制・公益法人班参事 基地対策・国民保護課参事 交通・地域安全課参事 水環境対策課参事 自然環境課参事 福祉保健課保健看護監 福祉保健課企画 予算班参事 農業イノベーション推進室参事 農山村振興課参事 農産加工流通課参事 農村整備課参事 総括課長補佐 政策調整課課長補佐（総務・予算担当） 政策調整課課長補佐（政策調整担当） 政策企画課課長補佐（未来戦略企画担当） 政策企画課課長補佐（連携推進担当） 政策企画課課長補佐

		<p>政策企画課課長補佐（総合計画担当） 総務文書課総務・予算班課長補佐 秘書課調整監 秘書課課長補佐 広報課課長補佐 人事課課長補佐 新行政推進室課長補佐 財政課課長補佐 管財課管理班課長補佐 防災企画課防災企画班課長補佐 防災企画課課長補佐（大村駐在） 地域づくり推進課総務企画班課長補佐 文化振興・世界遺産課総務企画班課長補佐 県民生活環境課総務・予算班課長補佐 福祉保健課総務調整班課長補佐 障害福祉課管理班課長補佐 農政課総務・予算班課長補佐 監理課総務・予算班課長補佐 部主管課総務係長 秘書課秘書班係長 人事課係長 新行政推進室係長 財政課係長 こども未来課総務・予算班係長 産業政策課総務・予算班係長 漁政課係長（総務・予算担当） 人事課主任主事（人事又は給与担当） 新行政推進室主任主事（人事担当） 人事課主事（人事又は給与担当） 新行政推進室主事（人事担当） 船長</p>			<p>（総合計画担当） 総務文書課総務・予算班課長補佐 秘書課調整監 秘書課課長補佐 広報課課長補佐 人事課課長補佐 新行政推進室課長補佐 財政課課長補佐 管財課管理班課長補佐 防災企画課課長補佐（大村駐在） 地域づくり推進課総務企画班課長補佐 文化振興・世界遺産課総務企画班課長補佐 県民生活環境課総務・予算班課長補佐 福祉保健課総務調整班課長補佐 医療人材対策室課長補佐 障害福祉課管理班課長補佐 農政課総務・予算班課長補佐 監理課総務・予算班課長補佐 部主管課総務係長 政策企画課係長（連携推進担当） 秘書課秘書班係長 人事課係長 新行政推進室係長 財政課係長 防災企画課防災企画班係長 こども未来課総務・予算班係長 産業政策課総務・予算班係長 漁政課係長（総務・予算担当） 人事課主任主事（人事又は給与担当） 新行政推進室主任主事（人事担当） 人事課主事（人事又は給与担当） 新行政推進室主事（人事担当） 船長</p>
略			略		
出納局		<p>会計管理者 課長 室長 企画監 総括課長補佐 総務調整班係長</p>	出納局		<p>会計管理者 課長 室長 企画監 総括課長補佐 総務調整班課長補佐</p>
教育委員会	本庁	<p>教育政策監 教育次長 課長 室長 人事管理監 体育指導監 企画監 参事（人事担当） 総括課長補佐 教育政策課人材戦略班課長補佐 教育政策課法務・給与制度班課長補佐 教育政策課旅費給与班課長補佐 義務教育課課長補佐（人事担当） 高校教育課課長補佐（人事担当） 管理主事 教育政策課係長（人事担当） 義務教育課係長（人事担当） 高校教育課係長（人事担当） 教育政策課主任主事（人事又は給与担当） 教育政策課主事（人事担当）</p>	教育委員会	本庁	<p>教育次長 課長 室長 人事管理監 体育指導監 企画監 参事（人事担当） 総括課長補佐 教育政策課人材戦略班課長補佐 教育政策課法務・給与制度班課長補佐 教育政策課旅費給与班課長補佐 義務教育課課長補佐（人事担当） 高校教育課課長補佐（人事担当） 管理主事 教育政策課係長（人事担当） 義務教育課係長（人事担当） 高校教育課係長（人事担当） 教育政策課主任主事（人事又は給与担当） 教育政策課主事（人事担当）</p>
略			略		
備考			備考		
1～3 略			1～3 略		
4 医療人材対策室参事とは、医師確保推進班、看護師確保推進班を除く参事をいう。			4 医療人材対策室課長補佐とは、医師確保推進班、看護師確保推進班を除く課長補佐をいう。		

5～9 略 10 人事委員会事務局課長補佐とは、班長となる課長補佐各1名をいう。	5～9 略
---	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月10日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第14号

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の支給に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
別表第2（第7条関係）				別表第2（第7条関係）			
組織	職	区分		組織	職	区分	
略				略			
教育庁（学校以外の教育機関を含む。）	本庁	教育政策監	2種	教育庁（学校以外の教育機関を含む。）	本庁	略	
略				略			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
二二一
四一

印刷所
印刷人
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト
クイック
プリン
ト